

食べて応援！「ごちそう宅シー」事業における配送条件等について

依頼者遵守事項

【注文金額の制限】

1. 注文内容（＝単価×個数＋単価×個数・・・）の税込合計金額が、2,000円以上10,000円以下の購入でなければ、買物代行依頼は行えません。

【お届けできる時間帯・受付時間】

2. お届けできる時間は、午前11時から午後8時まで。依頼は、配達希望日の1週間前から可能で、受付時間は、当日予約が配達希望時間の2時間前、前日前予約は午後8時までです（一部のタクシー会社では、対応できる時間が異なる場合がありますので、ポータルサイト又はチラシでご確認ください。また、タクシー事業者として旅客運送を優先させる必要があるため、ご依頼をすぐにお受けできないタクシー会社もありますので、ご了解ください）。

【ご利用できるエリア・飲食店・タクシー会社】

3. ご利用できる飲食店とタクシー会社は、お住まいの地域によって異なりますので、ポータルサイト又はチラシでご確認ください。また、配送距離（飲食店からお届け先まで）が5 km以上離れている場合は、タクシー会社の都合でお届けできないケースもありますので、ご依頼をされる際に個別にタクシー会社にご相談ください）。

【タクシー会社に依頼を行う前にお願いすること・・・飲食店への事前確認】

4. 飲食物の注文内容（商品名・個数・配達日時）を事前に飲食店に電話で提示し、希望日時に飲食物が届けられる旨の了承を取り付けておいてください。飲食店には直接、注文は行えません。また、いたずら防止のため、飲食店の方にも、氏名・住所・電話番号を事前にお伝えしておいください（※電話番号非通知の依頼はお受けできません）。

【タクシー会社への依頼方法】

5. 飲食店側でご注文の対応ができることを確認した後、タクシー会社に連絡し、依頼者の氏名・住所・お届け先（※戸口配送は行いませんので、タクシーの乗り入れが可能な最寄りの受取場所）・電話番号、店舗名、商品名、個数、並びに飲食店と事前確認した配達時間を伝えてください（※電話番号非通知の依頼はお受けできません。また、電話番号は、商品をお届けした際などの連絡先として利用させていただきます）。

※タクシー車両の乗り入れの困難な場所等（歩道しかないが場所や、駐車スペースがない場所、また高層集合住宅など）については、タクシー車両が乗り入れられる場所まで、依頼者にて商品を取りにきていただくこととなりますので、依頼時に商品引渡場所をタクシー会社にご指示ください。

【代金の支払方法】

6. 料理代金と代行手数料250円は、商品をお届けしたタクシードライバーにお支払いください。なお、お支払いは、商品のお届け時に必ず現金で行っていただき、できるだけお釣りが生じないようにしてください（※クレジットカードや電子マネー等によるお支払いはできません。また、「ツケ払い」は一切お受けできません。万一、商品をお届け

した時に代金のお支払いができないときは、刑法上の責任等を問われる場合もありますので、誠意をもって買物代行の依頼を行ってください。

【代金の領収】

7. 料理代金の領収については、飲食店所定のレシート（又は手書き領収書）をタクシードライバーから依頼者にお渡しし、市民負担の代行手数料250円の領収は、各タクシー会社の任意様式の領収書で対応させていただきます。

【商品の受け渡し】

8. (1) タクシードライバーは、依頼者から事前にご指定いただいた受取場所（※タクシー車両が乗り入れ可能な、自宅・勤務地等の最寄地）に到着したら、依頼者にご連絡を差し上げますので、依頼者は受取指定場所まで商品を取りに来てください。
- (2) ご依頼者と商品を受け取られる方は、同一の方とさせていただきます（ただし、同一世帯の家族や職場同僚の受取は可能です）。
- (3) 依頼者は、商品の受取時にタクシードライバーが提示するチケットに受領確認のサイン又は捺印をしてください。

【不在時や配送の遅延等】

9. 配達物が飲食物であるため、タクシー会社に伝えた配達希望時間から1時間以内は、不在にしないでください。不在により配達できなかった場合の再配達の申込はお受けできません（※ドライバー自身による交通事故など、タクシー会社側の重大な過失によるもの以外、配達希望時間から1時間以内の遅れ等については、ご依頼者に許容していただくことを前提とさせていただきます。また、商品のお届け中に、渋滞等の突然の交通障害に遭遇し、配達希望時間から1時間以上の遅配が生じる場合は、速やかに依頼者にご連絡を差し上げますが、その場合、ご依頼のキャンセルは承れませんので、代金のお支払いに応じていただきますようお願いいたします）。

【依頼のキャンセル及び不在により商品をお届けできなかった場合の取扱】

10. ご依頼のキャンセルは、飲食物のため一切お受けできません（※但し前日以前の予約に限り、飲食店の了解が得られた場合は可能です。その場合、キャンセルの交渉は依頼者が直接、飲食店と行っていただき、キャンセルが成立したら、タクシー会社に連絡してください。）。また、不在等により配達希望時間から1時間以内での商品の引き渡しができなかった場合は、不在確認票をご住所のポスト等に投函させていただいた後、商品を飲食店に返品させていただきます。不在等により配達が行えなかった場合の料理代金のお支払については、飲食店と依頼者の間で電話等により協議して、解決していただくこととなります。

【飲食物の荷崩れ等の対応】

11. 飲食物の荷崩れ（汁の飛散や形状の変化など）や賞味・消費期限切れなどに関するクレーム、また食中毒などのトラブルについては、交通事故などドライバー側の重大な過失に起因しない限り、直接、お客さまと飲食店が話し合って解決していただくこととなります（※タクシー会社は、宅配の専門業者ではないため、ある程度の荷崩れ等については、ご容赦いただきますようお願い申し上げます）。